



様式第9号(第14条関係)

西条市指令衛第617号
令和8年2月25日

浄化槽清掃業許可(更新)証

西条市長 高橋 敏 明



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり、浄化槽清掃業を許可する。

許可業者	住所	西条市樋之口452番地8
	名称	西条環境整備株式会社
	代表者	代表取締役 稲井 翔汰
許可期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日までの間	
許可条件	<ol style="list-style-type: none">浄化槽の清掃にあたっては、その構造に適応する清掃を行い、その機能の保全に注意するとともに、常に関係法令を遵守すること。 また清掃方法、料金等について疑惑を招くことのないよう適正な運用に努めること。処理施設は、「ひうちクリーンセンター」とする。 なお、搬入の際には、汲取りし尿と浄化槽汚泥を分別すること。清掃に用いる車両及び器材は適切に管理し、当該車両及び器材を許可期間内に改変する場合は事前に市と協議すること。環境省令で定める帳簿及び市で指示する帳簿等を作成保管し、市が求めた場合は関係書類を提出し、指導を受けること。浄化槽法第41条第2項に該当した場合は、業務の停止又は許可の取消を行なうことがある。	